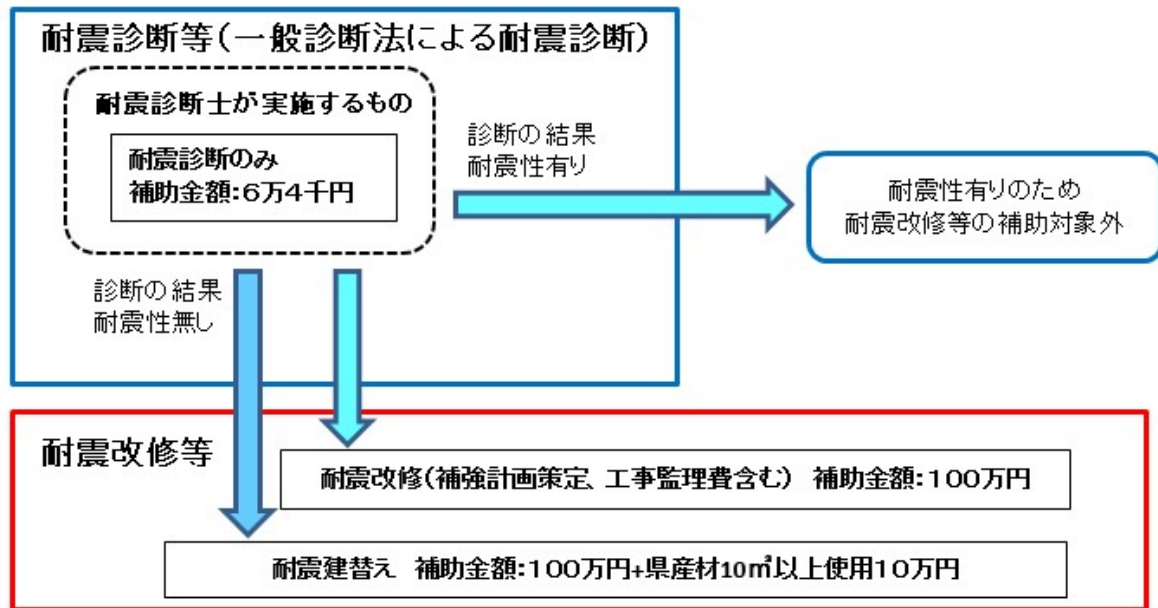
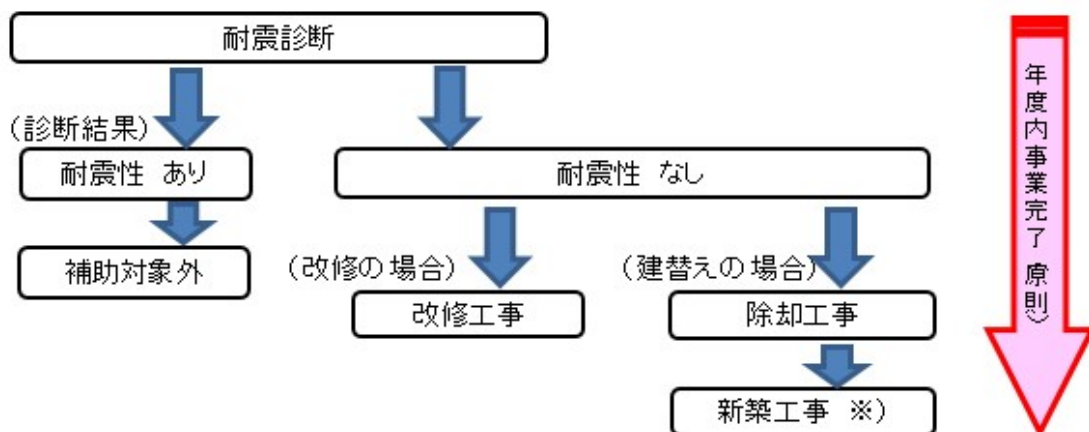


耐震化支援事業の基本的フロー

1. 一般的な耐震診断、耐震改修等補助制度のフロー



2. 事業の流れ



※) 耐震改修等補助申請前に確認申請を行わないこと

3. 補助対象住宅

以下の全ての条件を満たす住宅であること

- ・木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅含む）
- ・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の住宅
- ・賃貸を目的としない住宅
- ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされていること（耐震改修・耐震建替えの場合）
- ・原則として建替え前の住宅と同一敷地内に建築されていること（耐震建替えの場合）

4. 注意事項

- ・申請者は国、県、市税に滞納がないこと
- ・耐震建替えを行う場合は、事業完了まで相当の期間（耐震診断、既存住宅の除却から新築住宅の完成まで）を要しますので、早めにお申し込みください。
- ・事業（耐震診断、耐震改修、除却、建替えの契約も含む）の着手前の申請となりますのでご注意ください。
- ・その他諸条件がありますので、詳細については建築指導課までお問い合わせください。